

お知らせ

入院時食事療養費の標準負担額について

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

令和8年6月1日より入院時食事療養費の標準負担額が以下の通り変更になります。

		1食あたりの負担額	
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
一般		510円	550円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者2	240円 (91日目以降190円) ※91日目以降は手続きが必要	270円 (91日目以降220円) ※91日目以降は手続きが必要
	低所得者1	110円	130円
指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		300円	330円
精神病床入院患者 ※2015年4月1日以前から2016年4月1日 日まで継続して精神病床に入院している方		260円	260円 (現行通り)

※ 患者様の病状等に対応した治療用の特別食加算は、1食につき76円です。

※ 3病棟136床（3階病棟・4階病棟・5階病棟）において、要件を満たす食堂を備えているため、食堂における食事療養を行った場合、1日につき50円の加算を行います。

以上